

## 政策目的随意契約の締結について（契約後公表）

富山市が、公益社団法人富山市シルバー人材センターから役務の提供を受ける契約について、次のとおり地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第3号の規定により随意契約を締結したので、富山市契約規則（平成17年富山市規則第37号）第20条の2第3号の規定により公表する。

平成30年9月13日

富山市長 森 雅 志

- 1 契約の件名  
八尾地域統合中学校建設用地に係る草刈業務委託
- 2 随意契約を締結した課室の名称  
教育委員会事務局 統合校整備等推進室
- 3 契約の相手方を決定した日  
平成30年9月13日
- 4 契約の相手方の住所及び名称  
富山市牛島町9番4号 公益社団法人富山市シルバー人材センター
- 5 契約金額  
125,895円
- 6 随意契約の理由  
本契約の目的が地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に該当するため。

## 政策目的随意契約の締結について（契約後公表）

富山市が、特定非営利活動法人ひまわりから役務の提供を受ける契約について、次のとおり地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第3号の規定により随意契約を締結したので、富山市契約規則（平成17年富山市規則第37号）第20条の2第3号の規定により公表する。

平成30年9月14日

富山市長 森 雅 志

- 1 契約の件名  
文書逕送等業務委託（東ルート）
- 2 随意契約を締結した課室の名称  
企画管理部行政管理課
- 3 契約の相手方を決定した日  
平成30年9月5日
- 4 契約の相手方の住所又は所在地及び氏名又は名称  
富山市太田213番地 特定非営利活動法人ひまわり
- 5 契約金額  
金 2,091,096円
- 6 契約の相手方とした理由  
地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に該当する施設であって、かつ「民間事業者による信書の送達に関する法律」第2条第7項第1号の役務について、富山市内を提供区域とする総務大臣の許可を受けた唯一の事業者であること。

政策目的随意契約の締結について（契約後公表）

富山市が、公益社団法人富山市シルバー人材センターから（物品の買い入れ・役務の提供）を受ける契約について、次のとおり地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項（第3号・第4号）の規定により随意契約を締結したので、富山市契約規則（平成17年富山市規則第37号）第20条の2第3号の規定により公表する。

平成30年9月19日

富山市長 森 雅 志

- 1 契約の件名  
感謝状筆耕業務
- 2 随意契約を締結した課室の名称  
教育委員会 学校教育課
- 3 契約の相手方を決定した日  
平成30年9月19日
- 4 契約の相手方の住所及び名称  
富山市牛島町9番4号 公益社団法人富山市シルバー人材センター
- 5 契約金額  
2,801円
- 6 随意契約の理由  
本契約の目的が地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に該当するため。

政策目的随意契約の締結について（契約後公表）

富山市が、公益社団法人富山市シルバー人材センターから役務の提供を受ける契約について、次のとおり地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第3号の規定により随意契約を締結したので、富山市契約規則（平成17年富山市規則第37号）第20条の2第3号の規定により公表する。

平成30年9月25日

富山市長 森 雅 志

- 1 契約の件名  
感謝状筆耕
- 2 随意契約を締結した課室の名称  
こども家庭部こども支援課
- 3 契約の相手方を決定した日  
平成30年9月18日
- 4 契約の相手方の住所及び名称  
富山市牛島町9番4号 公益社団法人富山市シルバー人材センター
- 5 契約金額  
25,277円
- 6 随意契約の理由  
本契約の目的が地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に該当するため。

政策目的随意契約の締結について(契約後公表)

富山市が、公益社団法人富山市シルバー人材センターから役務の提供を受ける契約について、次のとおり地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の2第1項第3号の規定により随意契約を締結したので、富山市契約規則(平成17年富山市規則第37号)第20条の2第3号の規定により公表する。

平成30年9月28日

富山市長 森 雅 志

1 契約の件名

別名処分場跡地草刈作業委託

2 随意契約を締結した課室の名称

環境部環境センター管理課

3 契約の相手方を決定した日

平成30年9月28日

4 契約の相手方の住所及び名称

富山市牛島町9番4号

公益社団法人富山市シルバー人材センター

5 契約金額

93,522円

6 随意契約の理由

本契約の目的が地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に該当するため。